

第2回松島町総合教育会議

日 時：平成27年11月12日（木曜日）
午前10時00分～11時10分まで

場 所：松島町役場 2階 201会議室

第2回松島町総合教育会議録

招集月日 平成27年11月12日（木曜日）

招集場所 松島町役場 2階 201会議室

出席者	松 島 町 長	櫻 井 公 一
教 育 長	小 池 滿	
委 員 員	平 秀 肅	
委 員 員	早 川 成 美	
委 員 員	赤 間 里 香	
委 員 員	瀬野尾 千 恵	

事務局	教 育 課 長	櫻 井 光 之
	教育課参事兼学校教育班長	児 玉 藤 子
	総務課参事兼総務管理班長	太 田 雄
	教育課学校教育班主査	若 松 義 典
	総務課総務管理班主査	千 葉 浩 司

会議日程

1. 開会 平成27月11月12日（木曜日）午前10時00分 開会
2. あいさつ
3. 出席者紹介
4. 協議
 - (1) 総合教育大綱（案）について
 - (2) 松島町いじめ防止対策推進条例（案）について
 - (3) その他
8. 閉会 午前11時10分 閉会

1. 開会

○太田参事兼班長

開会いたします。

初めに、櫻井町長より皆様にご挨拶を申し上げます。

2. あいさつ

○櫻井町長

まず、改めましておはようございます。本日は大変お忙しい中、松島町総合教育会議にご出席いただきましてありがとうございます。

また、教育委員会の皆様には、日ごろから我が町の教育行政に関しまして特別なるご理解とご協力をいただいておりますことを改めて感謝申し上げます。

さて、本日の議題は、松島町教育大綱（案）について、及び松島町いじめ防止対策推進条例（案）についてであります。忌憚のないご意見をいただきまして、実りある総合教育会議になりますよう、よろしくお願ひ申し上げます。

簡単ですが、挨拶と代えさせていただきます。

3. 出席者の紹介

○太田総務課参事兼総務管理班長

それでは、本日の出席者をご紹介を申し上げます。

松島町から櫻井町長です。（「よろしくお願ひします」の声あり）

松島町教育委員会、小池教育長でございます。（「今日はよろしくお願ひします」の声あり）

松島町教育委員会、教育長職務代理者の平 秀毅様でございます。（「よろしくどうぞお願ひします」の声あり）

同じく教育委員の早川成美様でございます。（「よろしくお願ひします」の声あり）

同じく教育委員の瀬野尾千恵様でございます。（「よろしくお願ひいたします」の声あり）

同じく教育委員の赤間里香様でございます。（赤間でございます。よろしくお願ひいたします」の声あり）

続きまして、事務局の紹介を申し上げます。

初めに、教育課長の櫻井です。（「櫻井です。よろしくお願ひします」の声あり）

同じく参事兼学校教育班長の児玉です。（「よろしくお願ひいたします」の声あり）

同じく学校教育班主査の若松です。（「よろしくお願ひいたします」の声あり）

総務課主査の千葉です。（「よろしくお願ひします」の声あり）

最後に、本日司会を務めます総務課の太田です。本日はよろしくお願ひいたします。

4. 協議

（1）総合教育大綱（案）について

○太田総務課参事兼総務管理班長

それでは、協議のほうに移らせていただきます。

なお、本日の進め方につきましては、各案件ごとに事務局から説明を申し上げます。その後に教育長にコーディネートをお願いしたいと思いますので、よろしくお願ひしたいと思います。

それでは、協議事項の（1）松島町教育大綱（案）について説明を求めます。

○櫻井教育課長

それでは、教育委員会教育課長櫻井のほうから説明させていただきます。座って説明しますので、よろしくお願ひします。

まず、この教育大綱に関しまして、櫻井町長になりまして初めての会議ということでございまして、少しだけいきさつを説明させていただきます。

地教行法の改正に伴いまして、教育長の身分が町長部局の身分に変わったということで、教育委員会と町長部局のすり合わせをしていかなければならないということで設けられたのが、この総合教育会議でございます。この総合会議の中身につきましては、予算執行の立場にある町長、それから教育行政に関する意見を述べる教育委員会ということで、そのすり合わせを総合教育会議の中でやっていきながら、実りのある教育の確立に努めましょうというのが国の方針ですので、そういう流れでこの総合会議を開いているということですので、事務局が町長部局の総務課ということになりますので、ひとつ今後もよろしくお願ひしたいと思います。

それでは、町の教育大綱ということで、これにつきましては、教育委員会の定例教育委員会議の中でも大分もみまして、こういう形で町長に進言をし、町長のご意見をいただきたいというので、まずはその中身について私のほうから説明をさせていただきます。

めくって1ページをごらんいただきたいと思います。

この教育大綱ですけれども、まず1ページには、教育等の振興に関する施策の大綱ということで、町長の挨拶文をここに入れていきたいと思います。この原案につきましては、今後総務課太田参事と協議をさせていただいて、ここに文言を入れていきたいと思っています。いじめ等に関する言葉もここに入っていくかと思われます。

それから、2ページ目です。

大綱の位置づけです。これは先ほど申し上げましたとおり、地方教育行政の組織及び運営に関する法律、これに基づいて町長が策定し、大綱として位置づけるものですよということです。

それから、大綱の施行期間です。これにつきましては、平成27年から29年までの3カ年間ということで、この3カ年間という1つの理由が、町長の任期中に必ずこれを設けましょうと。いわゆるその大綱は隨時町長の任期中に見直しながら継続していくもの、新規のものを取り上げていきましょうという考え方です。

それから、松島町の教育大綱の基本方針ということで、平成25年3月に策定いたしました松島町の教育振興基本計画がございます。この中で教育振興の基本方針として、トータル17ページに及ぶページ数が盛り込まれております。これを基本として第1回目、前町長との総合教育会議の中で議論し、これをベースに行きましょうということを言っていただきましたので、それをさらに要約し縮めたもの、整理したものが今回把握したものでございます。

まず、基本方針の大きな柱として、これは教育委員会がこれまでも掲げたとおり、「めざす姿」として、「誇りと絆を育みしなやかに生きる松島人」という、これが大前提、目指す方針でございます。

その方針につきまして、基本方針を4つ掲げてあります。内容については記載のとおりです。この4つの基本方針に対しまして、その下に施策を5つ掲げております。幼児教育の充実から5番目の町民総スポーツの推進で、これが教育振興基本計画の位置づけている内容でございます。本来であれば、教育振興基本計画はさらにこの施策の次に具体的な施策、事業の取り組みとして掲げているのですが、予算を伴うことでもありますので、この辺は除きまして、今後町長部局ときちっと打ち合わせをしていきながら具体的にこれを確立していくということで、今回この大綱からは除いております。

3ページをお開きいただきたいと思います。

3ページの松島町の教育の基本施策ということで、先ほど申し上げました。

まず、幼児教育の充実でございます。これにつきましては、昨年の議会から協議をしてまいりました3歳児教育の年次計画ということで、平成29年度までに全ての公立幼稚園、3つの幼稚園での実施に向けた取り組み、それから保護者のニーズに合った魅力ある幼稚園を推進していきますということで、ここでその3歳児教育を取り上げております。

それから、あと（2）番目の幼保小中高の連携ですけれども、これは昨年も松島中学校が基盤、基本になりますと、小中高の交流事業を行っておりますけれども、これを継続していくということで、学ぶ土台となる幼児教育においても、幼稚園と保育所の連携をもって小中学校との連携を続けていきましょうと、これが大事な1つの形ですよということで取り上げております。

それから、3番目、これは特に今年教育委員会でもPTA、町P連の皆さん方とも話しているのですけれども、その家庭教育の教育力の向上、これが今一番大事ではないかということで、ここにも掲げてますけれども、基本的な生活習慣、これを身につけるのは学校だけではないという

ことで、原点として家庭を位置づけている。そこで家庭において、親子ふれあいの時間、それから家庭教育力を高めるための地域ぐるみでの子育て支援、これをやっていきましょうということです。

それから、4番目の地域で支える子育ての支援なのですけれども、これについてもボランティア等の協働、こういったものを利用しながら、支援体制づくりを行っていきましょうということで掲げております。

それから、これまで小中学校の松島防災学に取り組んでまいりましたけれども、幼児期にも必要だろうと思いまして、幼稚園でも防災教育に取り組んでいますけれども、これをしっかりと文言でここに整理しているということです。

それから、2番目、学校教育の充実です。ここにもサブタイトルで「未来の松島を担う、夢と志を持ち、誇りと自信に満ちた児童生徒の育成」ということで、まず児童生徒一人一人が自立的に夢と志を持って生き抜くためには確かな学力を身につけさせ、そして豊かな心と健やかな体を育み、調和のとれた人格の形成を目指しますよということで掲げております。

その1つとして、まずは、一人一人の児童生徒への確かな学力保証ですけれども、教職員の研修、それから学校と家庭の協働、こういったものをしっかりと習慣化を図りながら、自ら学ぶ態度を確立していきましょうということです。

それから、2番目、これにつきましては、将来の夢、それから達成する喜びや感動、こういったものが共有できる学校づくりを支援しようと。また、文化財のほうでも今一生懸命出前授業で取り組んでいるのですけれども、郷土松島を素材とする歴史文化教育、それから松島の自然に学ぶ理科教育、そして松島中学校もホームステイをやっていますけれども、国際理解教育、こういったものも取り組んでいきましょうと。そして、その辺、教育長のほうからも言われているのですけれども、やはりコミュニケーション力、それからプレゼンテーション能力、こういったものもIT化が進む中で、しっかりと教育環境に取り組んでいかないとダメでしょうねということで掲げております。

それから、3番目、これが今後大事になっていくと思いますけれども、道徳教育です。これは今後、教科にも選定されていきますので、しっかりとここで道徳教育ということでこれを要として、いじめは絶対許さないんだよということをここに掲げております。また、それをするためにも学校不適応等に悩む児童生徒は保護者のためにきめ細やかな支援体制を展開していきましょうということで、ここで心のケアにも触れた文言を整理しているということです。

それから、5ページになります。

4番目の松島の歴史と文化を学ぶ活動の充実、今回この教育大綱、随所に松島の歴史文化という言葉が隨時入ってきます。やはりそれだけ教育委員会としては、この松島が常に昔から持っているこの教育的な資料、財産、これをしっかりと活用したいというので、常にこういった文言が入ってきます。その中で、全ての小・中学校の教育課程に、松島の歴史と文化等を地域と協働して学ぶ活動を位置づける。今年も松島文化歴史教育カリキュラム、これをやって来ていますけれど

も、これもこれから継続してやっていこうということで、学校の先生方とも話し合いをしておりますので、文言でもここに整理しているということです。

それから、あと5番目ですが、東日本大震災、これを振り返りまして、やはり昨年、宮城県の委託事業で防災キャンプを行いましたが、松島はこれを継続しようということで、補助事業が終了しても継続して行っているのは松島だけです。

それから、生涯学習になりますけれども、こちらにつきましても、芸術文化等を支援するということで、国際的な感覚を持った交流活動を生かしていきましょうということで、まずは地域で支える家庭教育について、地域社会での役割や社会規範の形成、そして家庭教育事業を積極的に支援をしていくということで位置づけています。

それから、あと6ページの（2）ですけれども、ここは今年の10月1日から、指定管理者制度へ文化観光交流館を移行しましたけれども、音楽や芸能など芸術文化活動を推進していくため、民間活力を活かした事業の実施として、ここに文言で整理しております。

それから、最後にスポーツ振興になりますけれども、サブタイトルでスポーツを通した町民の活力と地域の活性化ということで、今後2017年、南東北インターハイが7月末から8月上旬にかけてこの松島で行われます。

それから、2020年の東京オリンピック・パラリンピック、これらに向け、文科省でもさまざまな補助メニューを出していますけれども、「おもてなしの心」の育成、こういったものを支援していきましょう。そして、町民のスポーツ意識の向上と、松島のスポーツを発信できる体制整備をこれらに向けて整備していきましょうという考え方であります。この南東北インターハイ、2017年ですが、来年2016年、これに向けたプレ大会ということで東北大会、インターハイの東北大会がこの松島で開催されることが決定しております。

それから、そのほかスポーツに関してですが、まずはその体力づくりの推進ということで、子どもの体力づくり、松島の子どもたちは、若干体力が全国の基準より下回る傾向にありました。最近は少し縮まってクリアしている部分もありますが、握力をはじめとし、平均より低下傾向にあるのかなと思っていますので、こういった現状もしっかりと受けとめて考えていくということと、そのほかの個々の年齢や体力に応じたスポーツ、町民ふれあいスポーツ大会を通した環境づくりを推進していくということで考えていきたいと思います。

それから、最後になりますけれども、観るスポーツということで、今年も12月に開催される実業団女子駅伝といったすばらしい大会が目の前で観られる条件が整った地域でもありますので、観るスポーツということを町民の皆さんにPRしていきたいと考えております。

以上が松島町教育大綱の概要でございます。よろしくお願ひします。教育長、よろしくお願ひします。

○小池教育長

ただいま課長から説明がありました。この教育大綱の素案については、大分限られた時間ではありましたけれども、5名の教育委員によって論議を重ねてきたところで、意は尽く

しているような気もいたしますけれども、ただ先ほど申し上げたように、十分な時間とは言えませんでした。この教育大綱は町長の名において出すものでありますから、町長に今すぐご発言をお願いするというのも大変失礼かと思います。これまで論議を重ねてきたほかに、それぞれ委員みなさまの思いがあるかと思いますので、長くなくて結構ですので、補助的でも結構ですし、少し発言しかねたということもあったかと思いますので、その辺のところを町長にお聞きいただきたいということがあれば、ご発言をいただくことにしたいと思います。

ただ、赤間委員におかれでは、就任間もないわけですので、その辺のご発言は思うところのみで結構ですので、よろしくお願ひします。

○平委員

私も原案を見させていただきまして、幼児教育は29年度まで全ての公立幼稚園で実施すると言い切っていたものですから、大丈夫かなと思い意見を言わせていただきました。文章の表現として実施に向けて努力するといいますか、そのような表現の方が良いのではないかと思いますが、町の執行部としては、いや、そんな曖昧な表現ではなく、はつきり言ってほしいと言うのが良いのか。お聞きしたいと思います。

○櫻井町長

これらについては先日、教育長からお聞きいたしまして、全てのところで3歳、3年保育をやるということでございますので、それに向けて今、来年度の予算を組んでいます。今後も継続してやっていきたいと。実施した学校として、五小で行っておりますけれども、ただ行うだけではなくて、振り返ってみての反省や検証をしながら、1つ1つ生かしていくべきいいのかなと思っています。

○小池教育長

瀬野尾委員、いかがでしょうか。

○瀬野尾委員

事前に原稿案をいただきました段階で、私のほうからは、学校教育の充実のあたりで、思いが非常に盛り込まれていますけれども、少し言葉を整理したほうが良いのかなという観点で意見を述べさせていただきました。それが非常にわかりやすく今回の案には整理されて出されておりますので、私としましても、読んで、とてもよくわかりますし、ああ、今回でも出た案は、非常に我々委員の意見を集めた上で、より整理された形で出されているなという感じしております。

先ほど課長からもお話がありました、松島としての思い、歴史教育を子どもたちの中で普及していきたいという思いが、おっしゃるとおり、いろいろなところに出ておりましたので、それもやはり思いの強さと受けとめました。

また、防災教育についても、松島の特徴としてこれから取り組んでいくという思いがこの中で表現されていると自分で思っております。

○小池教育長

町長、何かございますか。

○櫻井町長

タイトルに「未来の松島を担う、夢と志を持ち、誇りと自信に満ちた」ということでありますけれども、まずここで、学校と家庭がもう1回振り返りきちんと行わないとだめなのではないかというのを掲げていただいたのが良かったかなということです。それから近年、私は教育委員会というか、議会にいたときからずっとと思っていたのだけれども、道徳というものが忘れ去られて、その結果、ここにいじめとありますけれども、もう1回このいじめの問題、仙台をはじめ全国でいろいろなところでおきてますけれども、もう1回振り返って考えないとだめなのかなということで、ここできちんとタイトルとして上げていただいたことは、大変よろしいのではないかと思います。

にかほ市に行ったとき、今年、合併10周年の記念式典がありました。時々にかほ市のキヤッチフレーズを私も最近利用させていただいております。「夢ある豊かなまちづくり」ということありますが、この子どもたちに対してもこのような、夢が持てるようなまちづくりを取り上げていきたいと思います。

○小池教育長

道徳教育については、今町長からご評価いただいたのですけれども、新しい学習指導要領より少し前ぐらいにある学科なのですけれども、道徳の教科化ということでスタート、既に文科省レベルではしていますね。それを受けた評価の問題もありますけれども、より一層道徳教育が町単位の努力事項としてもっと高めていかなくてはならないことがありますので、それも1つの課題として追求していきたいなと思っています。早川委員、いかがですか。

○早川委員

私は、この大綱の持つ意義と役割を少しお話したいのですけれども、これだけのわずか6ページにコンパクトにまとめて、良いものができたなと思っていますけれども、もちろんこの上には国の振興計画もあり、その下には県の振興計画がある。そういうものを踏まえ、これがつくられているんだという認識を持っていただきたいと思います。

それから、例としては適切でないかもしれません、私がかつてある町の学校でお世話をになったときに、そこの教育長さんは、学校現場上がりの教育長さんでないので、その方は謙虚な話し方だったのですけれども、本当に教育長、できるのか言われたとき、その教育長さんは、学校経営は校長先生に任せておけば大丈夫なのだから心配ないと言っておられました。これも謙虚な言い方の1つなのですけれども確かに校長先生にお任せすれば良いというだけではなく、何をお願いして何をお任せするのかというのは、具体的に町として、あるいは教育委員会として示す手段がこの大綱だなと思ったのですね。町で、一体松島町で何をやろうとしているのか。何が何だかわからないとは言わせない、そういうものでな

いのかなと思っています。

振興計画にも、あの膨大なページがあるのですけれども、その前のほうに、全て実態調査、実態把握をした上でこの方針、施策ができているわけですから、今子どもたちを取り巻く最近の課題、それから松島としてぜひ伸ばしてほしい、それから松島の地域の素材を生かしたい、松島独自の特色も網羅されていますので、これは本当に校長先生方を中心に、全ての先生方がこのコンパクトな大綱を見れば、何をやろうとしているのがわかりやすい、大変意義のあるものができたなと思っております。

○小池教育長

赤間委員、いかがでしょうか。

○赤間委員

とても素晴らしいものができ上がったというのが率直な感想です。ただ、一生懸命町のほうで取り込もうとしているもの、それがいかに末端まで普及するのか、その辺の進め方がよく見えないというのを感じております。

3ページのところに、家庭の教育力向上というようなことが掲げてありますが、実際、私が教育委員という立場になって初めてこの大綱というのを知ったということからすると、多分一般の保護者の方々、お母さん、お父さんたちが、町がどのような教育に関して取り組みをしようとしているかということまでわかっているのだろうかと。それがわからない状態で、この大綱だけひとり歩きしてもというのが一番懸念材料というか、せっかくこれだけいいことをやろうとしているのであれば、町全体、もう町民全員がそれに賛同して、実際同じ方向に向かってやっていくということができない限りは、多分状況的に変わらないということになってしまふので、それをいかに道筋を立てていくかということが、これから課題かなと感じております。

○小池教育長

町長、何かございますか。

○櫻井町長

この5本のタイトルがあるわけですけれども、5本のタイトル全てが、今赤間委員さんが言われたように、例えばPTAの関係者だけでなく一般町民の方にどれだけ浸透するかというのは、これは5本の柱全部、全てに言えることだと思うのです。ですから、普及の方法、これは今後絶対考えていかなくてはならない。まずPRをしていかなくてはならないということなので、今後の課題と思っています。

○小池教育長

私も少し発言をさせていただきたいと思います。繰り返しますが、この教育大綱というのは町長の名において出されるものであると。つまりは町長の町の教育に関する意思をここに明確に表明していただくということにはかならないわけなのですが、町長がご就任のときに、議会定例会でその冒頭に「松島町の特色を生かした持続可能な魅力あるまちづくり

り」という言葉を使っておられました。私は、教育的側面からこれに迫るためにはどうしたらよいかという観点で、教育振興計画等の関連性ができる限り検証しながら、この教育大綱の素案を編成をしたというつもりでいるわけですね。

それで、この所信表明の第2の柱で、子育て環境と教育環境の充実ということをうたっておられますので、我々は具体策としてはこの教育大綱素案に述べた、つまりは教育振興基本計画とほぼ中身は同一的なものとなります。町長の格別な思いがおありだろうと思いますので、それをこの一番前の「教育等の振興に関する施策の大綱の策定について」というページ、こここのところで町長の思いを鮮明に出していただければよいのではないかなと思います。

今朝も松島中学校の2年生3人が職場訪問ということで来庁しまして、松島はこうなんだと課長がいろいろ話をすると驚いたような顔をしているのですね。それだけ自分の町はそのようこともやっているのかと、そんな素晴らしい町なんだということを、感動とともに受けとめているシーンを今朝早々に見て、私はこの町の子どもたちに、この町の持っている魅力というものをまずしっかりと体感させたいと。そこから始まる教育活動というものをしっかりとつくり上げていくと。その創造的な面がないと、これから教育委員会の使命というのは果たせないのでないかなというふうにも一面思いますし、そのところは直接的な文言はここには掲げてはいないけれども、それぞれの5項目の中に込めたつもりでおりますので、町長にご理解をいただきまして、町長の教育的な施策として推進を表明していただければ、私どもとしては非常に心強いと思います。

○櫻井教育課長

教育長から、本日職場体験に来庁した3人の子どもたちのお話がありましたけれども、彼らのこの動議づけの理由が、教育委員会の学芸員の皆さんが学校で出前授業をしていただきましたと。そのときの学芸員の皆様方の素晴らしさに感動して、自分もああいう仕事をしてみたいと芽生えたそうです。それで、松島町を職場体験の場所として選びましたと。3人は同じクラスではございませんので、たまたま同じ考えに至った生徒が3人いたと。これはとても今教育長から話があったように、夢と志を持つというのが1つのキーワードにはまるのかなと思います。

過去に、平成17年に、松島防災学を立ち上げたとき、中学校の柔道部で「きんとうん」という1つのチームをつくって、防災教育に取り組みました。そのときの東北工業大学の先生の姿にあこがれて、ぼくも将来は建築を目指したいと言った生徒がいました。そのうちの5人中2人が今東北工業大学建築学科を卒業しまして、一般の企業に就職したようです。ですから、子どもたちの夢というのはそういうことなのかなと思いましたので、本日来庁した生徒を少しだけ補足説明させていただきました。

○小池教育長

ひょっとしたら、町長の思いと私どもの提示した素案と若干距離があるかもしれません

けれども、先ほど申し上げたように、町長の所信表明と何ら矛盾するところがなくて、私どもは教育の側面から独立性を保ちつつ、町長の施策を支えていきたいと思っておりますので、その辺をおくみ取りをいただければと思います。何か町長からありましたら。

○櫻井町長

総論的には、松島町の子どもが元気に世の中に夢を持って、自分たちで考えながら発信していくと。それがまた松島に戻ってくるという、そのような社会をつくっていただきたいと思います。1つ1つ大綱を読ませていただき、素晴らしい内容であるので、これをどのように構築していくのか。先ほど、赤間委員さんから申されたとおり、これを本当に1つ1つまとめて1本にするのは大変だろうとは思いますけれども、まず先生方を初め、幼稚園・保育所等で子どもたちに接する方々にはぜひこれをまず熟読していただいて、その上で主なところを1つ1つその立場で取り組んでいただくということに、1つでも役立っていただければなと。また、そういう思いを持って取り組んでいただければ、少しずつ変わってくるのかなと。今日、これをつくって明日からどうするというわけにはならないと思いますけれども、できるだけ時間をかけて何回も何回も同じことをしながら繰り返しやっていきたいと思いますので、よろしくお願ひします。

○太田総務課参事

ありがとうございます。続きまして、（2）の松島町いじめ防止対策推進条例（案）について説明を求めます。

（2）松島町いじめ防止対策推進条例（案）について

○櫻井教育課長

それでは、引き続き私から説明をさせていただきます。国のはうでいじめ防止対策推進法を平成25年に制定いたしまして、各自治体でこれに基づいてのいじめ防止対策の条例の制定について努力義務ということで位置づけられております。早いところで6月議会、そして9月議会ということで、各自治体、条例化が進んでおりまして、一番多いのがこの12月議会なのかなと思います。

松島町の場合、12月議会にしたということは、まず概要だけ少しお話ししますけれども、8月に町長選挙がありまして、このいじめ防止対策推進条例の中には、町長が会長になって、今後重大事案があったときにどうするのかということを盛り込むものですから、その関係機関は、どういった人たちを選ぶんだという言葉まで入れなければならぬので、新しい町長が誕生した中で、1回も検討しなければならないだろうということで前町長から話されておりまして、教育委員会としては、その町長選挙が終わってからの制定ということになりますので、12月ということになっていくということでございます。

それで、この推進条例ですけれども、4章立てで考えております。

まず、1つが総則ということで、これについては、国の規定に基づいていじめの防止等のための対策を総合的・効果的に推進するとしています。

第2章のいじめ防止基本方針等について、この第2条に、松島町でもいじめ防止等のための基本方針を定めなければならないとなっています。大変申しわけないのですが、これは事務局案として作成しましたので、並行して定例教育委員会議を通して事務局でつくりました、この基本方針案をもとに定例教育委員会後に町長にもお示しをしていきたいと思っております。ページが大変膨大なものですから、順を追っていきたいと思っております。

なお、この基本方針ですが、義務化になって各小中学校の基本方針はもう既に固まっています。それに基づき学校は4月から運営しております。自治体についても努力義務ということですので、この条例をつくることに伴いまして、我が町においてもつくるということで基本方針をつくっております。今後、委員さん方にご説明をしていきながら意見を拝聴したいと思いますので、よろしくお願ひしたいと思います。

それから、第3条のいじめ対策連絡協議会ですけれども、これは教育委員会にこのいじめ問題対策連絡協議会を設置しますよということです。

それから、事務ですけれども、第4条として、いじめの防止等に関する機関及び団体の連携の推進に関し必要な事項を協議しましょうということで、その事務分掌をうたっております。これについては協議会で協議して決めましょうということでございます。

組織、第5条ですけれども、学校、それから教育委員会事務局、それから宮城県中央児童相談所、それから仙台法務局塩釜支局及び宮城県警察塩釜警察署に属する職員、その他関係者により構成するものとすることとしています。

その他ということで、よくその他って何ということをおっしゃるかもしれません、例えばもし必要であればここに町の顧問弁護士を呼んでご意見をいただくとか、そういうことを想定していただければということでございます。任期は2年ということで考えております。

それから、その協議会には、次ページになりますけれども、会長、副会長を置きますよということでございます。

それから、学識経験者ということで先ほどお話しした内容で、場合によっては大学の先生とか、そういった方々をお呼びすることもあるというふうに考えております。

それから、その事務は教育委員会事務局がやりますよと。

第3章、重大事態への対処ということで、ここに、町長は法第30条第1項ということですたってあります。この30条第1項って何ですかということになると、国のいじめ防止対策推進法の30条に、公立の学校に係る対処というのがあります。少し読ませていただきます。

第30条、地方公共団体が設置する学校は、第28条第1項各号に掲げる場合には、当該地方公共団体の教育委員会を通じて、重大事態が発生した旨を地方公共団体の長に報告しな

ければならないうたっています。しかば、28条第1項に掲げる場合というのは何ですかというと、国のはうで定めているのが第5章、重大事態への対処ということで、学校の設置者またはその設置する学校による対処ということで、いじめにより当該学校に在籍する児童等の生命、心身または財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めたとき。それから、もう1つは、その学校に在籍する児童等が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき。こういった場合に町長に設置者は報告しなければなりませんということで、国で定めています。

こういった規定に基づきまして、附属機関として松島町いじめ問題調査委員会を町長が設けて、調査の結果、いわゆる教育委員会からの調査の結果報告を受けて、さらに町長部局が調査をしますよということです。今現在、仙台市の奥山市長さんがこれを今やっております。仙台市の館中学校の1年生の自殺を受けまして、仙台市長が委員長になって、この協議会を運営しております。時々報道等で映像等が流れ、その会議の様子が放送されていると思います。

町長は、第2項で、町長はその結果を議会に報告しなければならないとなっております。ですので、そういった意味でも関係機関との連携が必要になっていくのかなということになります。

第3項、自らの権限及び責任において、当該調査に係る重大事態への対処または当該重大事態と同種の事態の発生の防止のために必要な措置をあわせて講じなければなりませんということです。

組織といたしましては、国のはうでは最大15人という数字もありましたけれども、松島町の場合は10人以内の委員で組織ということで考えております。

その組織のメンバーですけれども、次ページになります。学校教育に関する学識経験を有する方、それから法律、医学、心理、福祉等に関する専門的な知識を有する方、そのほか町長が必要と認める方ということで、そのケース・バイ・ケース的にいろいろなことが想定されるかと思いますので、大川小学校のケースもあれば、仙台市のいじめのケースもあれば、さまざまなケースもあるかと思います。

なお、この委員の皆さま方の任期なのですけれども、これにつきましては、前段と違いますので、重大事態の場合は最長、その結果を町長に報告したときに終了するということにしておりますので、その事案が完結したときに終了しますということで整理しております。

また、個人情報保護条例がスタートをしておりますので、あわせて改めて文言で記載しました。職務上知り得た秘密を他に漏らしてはならないということで書いております。

準用については、切りかえ、読みかえ規定を掲載しておりますので、ご覧いただければと思います。

なお、ここは附則なのですけれども、これが告示の日から施行するということで、何月何日というのは、これは削除いただきたいと思います。この条例は告示の日より施行する

ということで修正したいと思いますので、よろしくお願ひしたいと思います。

条例は以上でございます。よろしくお願ひします。

○小池教育長

私のほうで進めても良いですか。先ほどと同じになるかもしれません、委員さん方からご意見ありましたらお願ひします。

○平委員

仙台市が今対応していますね。附属機関が設置した調査委員会で進めているのですか。

○櫻井教育課長

そうです。

○平委員

そこまで入っているの。

○櫻井教育課長

入っています。仙台市は3段階になっていまして、まずは連絡協議会、通常の情報共有と、通常の業務の中での情報共有機関。それから、その次に教育委員会の調査する機関ということで、独自に条例を設けています。それは政令指定都市ということもございまして、学校数が相当ありますので、教育委員会の調査をこうしてやりますよということは決めてあります。その次に重大事態ということで、市長さんがやること、ですから通常の協議会、それから教育長がやること、その次に市長がやることと、3段階方式、これが国の基本マニュアルどおりやっています。

市、町レベルではこの教育長の職務、これは通常当たり前のことですので、それは省いて一気に首長さんが調査を再調査する場合はこうですよということをうたってありますので、松島町もその章立てでいきたいなと考えております。

○平委員

なるほどね。それで、14条はこの調査委員会になったら総務課の所管になるということですか。

○櫻井教育課長

はい、そうです。最後に読みかえ規定、14条の今、平委員がお話ししたとおり、教育委員会事務局のあるところについては総務課と読みかえますよということあります。いわゆる教育委員会事務局職員も調査をされる側になりますので、調査をされる側の人間が事務局ではおかしいので総務課ということで、第三者機関を設置するという位置づけです。

○小池教育長

一連の中1いじめ自殺の事案では、やはりスピードーに事を運んで処理をと言ったら少々不遜なところもありますけれども、遅れてしまうと問題をこじらせてしまうということで、松島町はやはり国段階なり、そういう政令都市段階では2段階であっても、常に生徒指導の連絡協議会等で類似のその組織も機能していますので、そのところをうまく使って、

とにかく早く的確に判断をして進めるというよう考えていましたので、その辺のところをご理解いただけたらなと思います。

○櫻井教育課長

本日の河北新報にも名古屋の自殺者、いじめの記事がありまして、これは学校の大きなミスという内容でした。その把握を怠ったがゆえに亡くなったということで2,500万円の損害賠償請求として提示されています。やはりそれだけ教育委員会というのは重大事態が発生してしまうと、教育委員会全てが調査対象ですよという位置づけになりますので、今回名古屋の例に関しては重く受けとめていかなければならぬと思います。

○小池教育長

いずれにしても、自殺ということがなければ、このような法律も出てはこなかつたのだろうと思いますけれども、我々はこのような法制上のその備えはしておくべきだらうけれども、現場の教員の感性ある子どもへの凝視、それから家庭での愛情ある子どもの気持ちのくみ取り、これを松島の場合はこれに力点を置いて進めていこうということです。何か保険みたいで嫌ですが、もしもそういう事案があった場合には、町長部局にも大変ご迷惑をおかけすることになりますが、備えるべきところはきちんと備えて事に当たりたいということですね。

早川委員、赤間委員、何かご意見ありますか。

○早川委員

いじめといつても、その大分範囲が広いですね、今ね。もう一目瞭然で犯罪に近いもの等は、例えば学校、あるいは町が、司法機関というか、警察機関というか、直接告訴するという、そういう事態だってありますよね。調査委員会の前にね。こうやって常に公開するという、議会に報告する義務まであるので、責任の所在が明確になって良いのではないかと思います。

○小池教育長

学力向上と、それからこのいじめの問題は、ややもすると別個の問題と捉えられ方をしますけれども、昨日、実は第二小学校で学力向上推進委員会を行い、その中の学力向上の1つの観点として論議をしたのですが、これは瀬野尾委員が教育委員会の席上でもご指摘になるところですけれども、言語活動の重要性ですね。その言語活動をするのは論理的に説明をしたり表現したりすることは、これから的能力としても、特にこの松島は有名な地でありますから、ここに生きる子どもはそういう能力を高めていかなければならぬけれども、それを進める上においては、相手の言うことにきちんと耳を傾けると、話す場合には相手に対して敬意を払いながら話をすると、そういった指導教育が必要、もっともっと重要ではないかという発言もありました。

私たちはそのような文化の、ひょっとしたら松島という地域文化の転換点にもあるのではないかと思うのですね。そういう体質転換的な、そこを現場の先生方に十分自覚してい

ただいて、指導をしていただきたいということは昨日述べましたけれども、そういう思いができましたら教育委員の皆様方にも共有をいただきて、その観点で私どもを指導監督していただければと思います。その上で町長に教育成果として報告申し上げられがあれば、誇りを持って堂々と報告をしたいと思います。

○瀬野尾委員

今のお話に関連してよろしいですか。学力といじめとの関係というのは、あるのかなとずっと思っておりました。松島へ転入して参りまして、お子さんたちの気持ちがとても優しいですね。必ずしも学力が高くなくても、一人一人が生きているという感覚、それは素晴らしい町だなというように受けとめております。

ただ、教育長がおっしゃいましたように、余りにも言語能力が乏しいかなと思いまして、それは先ほどと関連して町長さんにはぜひこれから力を入れていただきたい点なのですが、やはり家庭教育じゃないかなと思います。今回の広報に、中学生の指標でしたでしょうか、その中で、中学生2人が殺害された件に触れて、夜中の1時、2時に外を出歩いていること自体が、自分には想像できないという意見を中学生が書いてあります、これこそよく言ったという、大人が下手に言うといろいろ意見が出るところですが、それがおかしいことだということを幼児のうちから、それを育てるのはやはり家庭教育かなと思いまして、ぜひ、日ごろ教育長にも言語教育とか幼児教育、おっしゃっていただいているし、町長さんにもぜひこれからも大事にしていただきたいと思います。

○小池教育長

町長から何かございますか。

○櫻井町長

家庭教育と簡単に言うのだけれども、家庭教育ほど難しいものはないと思います。

我々も教育されなくてはならないけれども、一緒になって成長していくかないとダメなのがなと思います。

○小池教育長

安部内閣で今度3世代同居の施策を進めるというニュースを聞きました。町長のお話に通ずるのだろうと思いますけれども。その辺の家庭教育ということも我々の課題としてもう少し中身を検討というのですかね、研究をしながら現場指導に生かしていきたいと思います。

○櫻井町長

先日児童館に行ってきて、30分ぐらい子どもと遊びながら先生の話を聞いてきたのだけれども、ああいったところでかかわってくれている、誰ということじゃなくて、スタッフの皆さんにもやはり親の代わりになって聞く耳を持ってもらってやってもらうというのが大事だなと、意見交換をしながら思いました。

その中で、いじめの問題なども聞いてみて、そういったことを引きずりながら児童館に

やってくる子はいないかとか、そんな話を聞いてみましたがけれども、学校の延長上にあるものだから、そういったことがなきにしもあらずだと思うという話を聞いていると、そういったところにもやはり教育委員会、町、そういうところのスタッフが必要。幼稚園、それから保育所等はそれなりの先生方がいるのだけれども、児童館もきちんと整備していくかないといけないと思います。

○櫻井教育課長

今日、ご協議いただいたこの2つの今後のスケジュールだけお話ししたいと思うのですが、よろしいでしょうか。

その他にもなるかもしれません、まず（2）のこの条例ですが、12月議会に上程したいなと思っておりまして、そのときに松島町の教育大綱についても一応お知らせしなければないのかなと思っています。教育大綱を受けていじめのこの条例ということになると、その前に、先ほど申しました基本方針、松島町のいじめ防止に関する基本方針、これを教育委員会でも検討していただきて、その概要版をこの条例の資料としてつけていかなければならぬだろうと考えています。基本方針を全部つくりますと、大変膨大な量になりますので、概要版で、他の自治体も概要版で議会に説明していますので、それで考えていいかなと思っています。この2つとも合わせまして12月の議会の中でお知らせしたいと思います。議会が終わり次第、すぐホームページ、その他考えられるものについて利用させていただきながら、先ほど赤間委員さんからお話があったように、とにかく多くの人たちに見ていただけるような環境をつくっていきたいと思いますので、よろしくお願ひします。

○太田総務課参事

以上がその他の事項でございました。

本日は大変貴重なご意見、まことにありがとうございました。

以上をもちまして、会議の一切を終了いたします。本日はありがとうございました。